

写

17高私参第1号
平成17年5月13日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿
各 都 道 府 県 知 事

文部科学省高等教育局私学部参事官
佐 野 太

(印影印刷)

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）

「学校法人会計基準の一部を改正する省令」の施行については、平成17年5月13日付け17文科高第122号により、その趣旨、概要及び留意すべき事項について通知したところですが、改正後の計算書類の作成については下記のとおりですので、十分御了知の上、適切な会計処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知を図るとともに、指導に当たっては、各学校法人の設置する学校の種類や規模等に応じ、十分に配慮されるようお願いいたします。

記

I 基本金の取崩し要件の見直し（第31条関係）

- (1) 基本金の組入額及び取崩額の計算は、第30条第1項各号の基本金毎に、組入れの対象となる金額が取崩しの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の組入額として取り扱うものとし、また、取崩しの対象となる金額が組入れの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の取崩額として取り扱うものとする。ただし、固定資産を取得するために、第2号基本金を第1号基本金に振り替える場合には、この計算に含めないこと。
- (2) 平成17年4月1日現在有している基本金の繰延額は、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものを除き、平成17年度決算の基本金取崩しの対象とすること。
- (3) 基本金明細表（様式第9号）の記載方法については、別添1「基本金明細表の記載例」を参考にされたいこと。

II 計算書類の末尾に記載する注記事項の追加（第34条関係）

- (1) 重要な会計方針には、徴収不能引当金及び退職給与引当金等の引当金の計上基準について必ず記載すること。
- (2) このほか、重要な会計方針には、①有価証券の評価基準及び評価方法、②たな卸資産の評価基準及び評価方法、③外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準、④所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法、⑤預り金その他経過項目に係る収支の表示方法、⑥食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法、等が考えられ、これらについて重要性があると認められる場合に記載すること。
- (3) 重要な会計方針を変更した場合には、変更の旨、変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響額を記載すること。
- (4) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項としては、①有価証券の時価情報、②デリバティブ取引、③学校法人の出資による会社に係る事

項、④主な外貨建資産・負債、⑤偶発債務、⑥所有権移転外ファイナンス・リース取引、⑦純額で表示した補助活動に係る収支、⑧関連当事者との取引、⑨後発事象、等が考えられ、これらについて重要性があると認められる場合に記載すること。

(5) 学校法人の出資による会社に係る事項の注記の取扱いについて

- ① 学校法人の出資による会社に係る事項については、学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合に、次の事項を記載すること。
 - ア 名称及び事業内容
 - イ 資本金又は出資金の額
 - ウ 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日
 - エ 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額
 - オ 当該会社の債務に係る保証債務
- ② 「学校法人の出資による会社の設立等に伴う財務計算に関する書類の作成について」(平成14年1月7日付け13高私参第1号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)の1は、今後は本通知による取扱いとすること。

(6) 関連当事者との取引の取扱いについて

- ① 関連当事者とは、ア. 関係法人、イ. 当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人、ウ. 当該学校法人の役員及びその近親者(配偶者又は2親等以内の親族)又はこれらの者が支配している法人をいうこと。
- ② 関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人とは、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には、ア. 一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること、イ. 法人の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資を行っていること、ウ. 法人の意思決定に関する重要な契約等が存在することが該当すること。ただし、財務上又は事実上の関係から法人の意思決定に関し重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には対象外とすること。
- ③ 特に、関連当事者との取引が無償の場合又は有償であっても時価に比して著しく低い金額等による場合には、原則として第三者間において通常の取引として行われる場合の金額等によって重要性を判断し、注記すること。
- ④ ただし、ア. 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引、イ. 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い、ウ. 当該学校法人に対する寄附金は、注記を要しないこと。

(7) 注記事項の記載方法については、別添2「注記事項記載例<例1><例2>」を参考にされたいこと。

Ⅲ その他

- (1) 日本公認会計士協会が今回の改正に係る質疑応答に関する資料等を別途公表する予定であるので参照願いたいこと。
- (2) 財務情報の公開に関して、必ずしも学校法人会計基準により作成された計算書類によるものではないが、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、一定の書類の関係者への閲覧が、私立学校法において義務付けられたところである。各学校法人におかれては、法律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等、それぞれの実情に応じ、例えば、公開の方法として学内広報やインターネット等を活用することや、説明の方法としてグラフ・図表の活用や消費収支計算書における帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額(基本金組入前差額)を算出し説明することなど、様々な取組や工夫により、積極的な公開が期待されること。

担当	私学部参事官付財務調査係
電話	03-5253-4111 (内線3328)

(別添1) 基本金明細表の記載例

事 項	要 組 入 高	組 入 高	未 組 入 高	摘 要
第 1 号 基 本 金				
前 期 繰 越 高	14,000,000,000	11,500,000,000	2,500,000,000	
当 期 組 入 高				
1. 土 地				
〇〇地区グラウンド用地取得に係る組入れ 用地取得	1,200,000,000	350,000,000		
第2号基本金から振替		600,000,000		
小 計	1,200,000,000	950,000,000	250,000,000	
2. 建 物				
〇〇学科校舎改築に係る組入れ 校舎建築	500,000,000	100,000,000		
第2号基本金から振替		200,000,000		
除去した旧校舎に係る基本金額	△ 50,000,000			
△△学科校舎増築に係る組入れ 校舎建築	150,000,000	150,000,000		
□□学科廃止に伴う取崩し	△ 250,000,000	△ 250,000,000		
小 計	350,000,000	200,000,000	150,000,000	
過年度末組入れに係る当期組入れ 〇〇体育館建築に係る組入れ		30,000,000	△ 30,000,000	
3. 教育用機器備品				
機器備品の購入に係る組入れ	20,000,000	10,000,000		
除去した機器備品に係る基本金額	△ 10,000,000			
小 計	10,000,000	10,000,000	0	
計	1,560,000,000	1,190,000,000	370,000,000	
当 期 末 残 高	15,560,000,000	12,690,000,000	2,870,000,000	
第 2 号 基 本 金				
前 期 繰 越 高	――	1,200,000,000	――	
当 期 組 入 高				
第1号基本金への振替	――	△ 800,000,000	――	
計	――	△ 800,000,000	――	
当 期 取 崩 高				
〇〇講堂改築資金	――	120,000,000	――	
〇〇学部校舎改築資金	――	80,000,000	――	
△△整備計画廃止に伴う取崩し	――	△ 300,000,000	――	
計	――	△ 100,000,000	――	
当 期 末 残 高	――	300,000,000	――	
第 3 号 基 本 金				
前 期 繰 越 高	――	100,000,000	――	
当 期 組 入 高				
〇〇奨学基金	――	10,000,000	――	
△△奨学基金廃止に伴う取崩し	――	△ 5,000,000	――	
計	――	5,000,000	――	
当 期 末 残 高	――	105,000,000	――	
第 4 号 基 本 金				
前 期 繰 越 高	300,000,000	300,000,000	0	
当 期 組 入 高	9,000,000	9,000,000	0	
当 期 末 残 高	309,000,000	309,000,000	0	
合 計				
前 期 繰 越 高	――	13,100,000,000	2,500,000,000	
当 期 組 入 高	――	404,000,000		
当 期 取 崩 高	――	△ 100,000,000		
当 期 末 残 高	――	13,404,000,000	2,870,000,000	

(別添2) 注記事項記載例

< 例 1 >

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

…退職金の支給に備えるため、期末要支給額×××円を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

…外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法

…リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

…預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

…補助活動に係る収支は純額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

退職給与引当金について、従来、期末要支給額から私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の50%を計上していたが、教職員の年齢構成、退職予定者数の実態等を勘案し、当年度から100%計上する方法に変更した。このため、退職給与引当金繰入額は従来の方策によった場合に比べ、×××円多く計上されている。

3. 減価償却額の累計額の合計額

×××円

4. 徴収不能引当金の合計額

×××円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地	×××円
建物	×××円
定期預金	×××円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

×××円

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

(単位 円)

	当年度（平成××年3月31日）		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
（うち満期保有目的の債券）	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）	(××)	(××)	(××)

(2)デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(単位 円)

対 象 物	種 類	当年度（平成××年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
為替予約取引	売建 米ドル	×××	×××	××	××
金利スワップ取引	受取固定・支払変動	×××	×××	××	××
合 計		×××	×××	××	××

(注) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっている。

金利スワップ取引…取引銀行から提示された価格によっている。

(3)学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況は次のとおりである。

①名称及び事業内容 株式会社〇〇 清掃・警備・設備関連業務の委託

②資本金の額 ×××円

③学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日

平成××年××月××日 ×××円 ×××株

④当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額

×××円

⑤当該会社の債務に係る保証債務 学校法人は当該会社について債務保証を行っていない。

(4)主な外貨建資産・負債

(単位 円)

科 目	外貨建	貸借対照表 計上額	年度末日の為替相場 による円換算額	換算差額
その他の固定資産（定期預金）	米ドル ××	××	××	△××
長期借入金	ユーロ ××	××	××	××

(5)偶発債務

下記について債務保証を行っている。

教職員の住宅資金借入 ×××円

役員の銀行借入金 ×××円

A 学校法人（姉妹校）の銀行借入金 ×××円

B 社（食堂業者）の銀行借入金 ×××円

理事（又は監事）が取締役であるC社の銀行借入金 ×××円

(6)所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リースは次のとおりである。

リース資産の種類 リース料総額 未経過リース料期末残高

教育研究用機器備品 ××円 ××円

その他の機器備品 ××円 ××円

車 輦 ××円 ××円

(7)純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支 出	金 額	収 入	金 額
人件費支出	×××	補助活動収入（売上高）	×××
管理経費支出（経費支出）	×××	受取利息・配当金収入	×××
借入金等利息支出	××	雑収入	××
計	×××	計	×××
純 額			××

(8) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属 性	役員、 法人等 の名称	住 所	資本金又 は出資金	事業内容 又は職業	議決 権の 所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	勘定 科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
理事	鈴木 一郎	—	—	A社代表 取締役	—	—	—	資金の貸 付	××	貸付 金	××
理事長××が議 決権の過半数を 有している会社	B社	東京都 ××区	××	不動産の 賃貸及び 管理他	×%	兼任 1人	不動産 の賃貸 借契約 の締結	家賃の支 払	××	敷金	××
理事	田中 二郎	—	—	—	—	—	—	無償の土 地使用	0	—	0

(注) 貸付金については、市場金利を勘案して貸付利率を合理的に決定している。

(9) 後発事象

平成××年5月×日、〇〇高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び保険の契約金額は次のとおりである。

	(損害額)	(契約保険金額)
建 物	××円	××円
構築物	××円	××円

なお、機器備品の損害額は調査中である。

< 例 2 >

1. 重要な会計方針

引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

…期末要支給額×××円は、退職金財団よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

×××円

4. 徴収不能引当金の合計額

0円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土 地	×××円
建 物	×××円
定期預金	×××円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

×××円

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

なし